

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 員数の数	公益法人の場合			備考	自決結果 (見直し場合はその内容)
										公益法人の区分		応札・応募者数		
										国所管、都道府県 市管の区分	公			
<p>山山川河川環境とりまめ他業務 兵庫県豊岡市津尾山地区一兵庫県豊岡市日高町赤崎地先 R4.4.15～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 長 曾 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3</p>	令和4年4月1日	<p>公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24</p>	1010005018655	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川事業の効果を取りまめ事業進捗を図ることを目的とする。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が概ね10名あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に2名から入札説明書等のダウンロードがなされ、1名から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を確認した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p>	48,400,000	44,550,000	92.0%	-	公財	国認定	1	<p>本業務は、河川環境へ配慮した事業を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	有
<p>R3常陸河川国道河川事業計画検討業務 常陸河川国道事務所管内 R4.4.19～R5.1.31 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2</p>	令和4年4月18日	<p>設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	9010005000135	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の事業計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	29,117,000	29,909,000	102.7%	-	公財	国認定	1	<p>本業務は、河川の事業計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	有
<p>堤防緑生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11-1 R4.4.19～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 増田 安弘 大阪府枚方市山田池北町11-1</p>	令和4年4月18日	<p>河川財団・日本工営設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	9010005000135	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策として、緑生転換技術、在来堤防の緑生管理技術、芝養生管理技術、河内川樹木の再繁殖抑制技術の効果検証を行い、それらを取りまとめるものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が概ね10名あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に2名から入札説明書等のダウンロードがなされ、そのうち1名から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を確認した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p>	44,000,000	52,822,000	120.1%	-	公財	国認定	1	<p>本業務は、適正な河川維持管理・除草費用の効率的削減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	有
<p>R4河川維持管理の効率化・高度化に関する検討業務 埼玉県さいたま市 R4.4.22～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当 関東地方整備局 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2-1 支出負担行為担当 北海道開発局開発部長 松橋 謙二 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当 東北地方整備局 稲田 英祐 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当 北陸地方整備局長 関村 文昭 新潟県新潟市中央区東鏡町1-1-1 支出負担行為担当 中部地方整備局長 堀田 浩 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当 近畿地方整備局長 東川 直正 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 支出負担行為担当 中国地方整備局長 多田 智 広島県広島市中区上八丁町6-30 支出負担行為担当 四国地方整備局長 丹羽 克彦 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7</p>	令和4年4月19日	<p>設計共同体 公益財団法人河川財団他3者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	9010005000135	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川維持管理の効率化・高度化に関する検討業務河川財団・河川ポンプ施設技術協会・ダム環境技術協会・パナソニック株式会社は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	34,991,000	34,980,000	100.0%	-	公財	国認定	1	<p>本業務は、河川維持管理業務の効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	無
<p>R4渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R4.4.22～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長 橋本 裕司 栃木県足利市田中町661-3</p>	令和4年4月21日	<p>設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	9010005000135	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、適正な河川維持管理を目的に、河川管理施設や河渠変状を評価し、堤防等変状の可能性、河川管理に与える影響等の検討、及び河川の機能確保に必要な修繕等の効率的・効果的な実施における修繕計画等の基礎資料をとりまとめる。また、河川堤防での現地実証実験を通して新たな堤防管理手法検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する課題などをめぐる技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R4渡良瀬川河川管理施設監理検討業務河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	49,885,000	54,621,600	109.5%	-	公財	国認定	1	<p>本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	有
<p>R3那珂川河川環境整備事業検討業務 常陸河川国道事務所管内 R4.4.22～R5.1.31 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2</p>	令和4年4月21日	<p>設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24</p>	1010005018655	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の環境整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	30,118,000	37,257,000	123.7%	-	公財	国認定	1	<p>本業務は、河川の環境整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施し、一斉応募となつていない。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自決結果 (見直し場合はその内容)
										公益法人の区分	国所管、都道府県 市管の区分	応札・応募者数		
R4利根川下流部自然再生検討業務 利根川上流河川事務所管内 R4.4.23～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	令和4年4月22日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2番 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能で河川環境を保全・再生するために、貴重な生物の保全対策を含めた自然再生整備の検討を行うとともに、動植物の調査及び自然再生地における地域連携の企画等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、自然再生地を活用した地域連携の案について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4利根川下流部自然再生検討業務エコー 河川財団・日本水産設計共同体は技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を締結するものである。	37,389,000	47,819,000	127.4%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
石狩川下流生態系ネットワーク検討業務 北海道夕張市長沼町ほか R4.4.23～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担担当 北海道地方整備局 札幌開発建設部長 富山 英昭 北海道札幌市中央区北2条西19	令和4年4月22日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容を企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマで生態系ネットワークに着目し、地域の活性化に向けた取組を推進するにあたっての留意点についてに対して総合的に高い評価を得た者を特定した。 (公募)	16,313,000	16,291,000	99.9%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、広域的な生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R4江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川事務所管内 R4.4.28～R5.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 関東地方整備局 江戸川河川事務所 所長 岩見 洋一 千葉県野田市宮崎134	令和4年4月25日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2番 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的とし、堤防等河川管理施設や河川の点検業務の状況把握業務を主に現状を評価し、現状等が遂行の可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕を効果的に実施する修繕計画等の基礎資料の取組みとあわせて堤防除草コスト削減検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、堤防除草の適切なかつ効率的な実施に向け技術提案について攻を求めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 A者は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	30,316,000	30,316,000	100.0%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
淀川生態環境調査分析業務 大阪府枚方市新町2-2-10地(淀川河川事務所及びその管内) R4.4.28～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長 森野 真樹 大阪府枚方市新町2-2-10	令和4年4月27日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、淀川において、天然記念物であるイタセンバラや織姫ヨシ原など、多様かつ貴重な生態系を有する種々の保全再生を目的とし、それらの調査分析を実施する。また、淀川環境委員会の資料作成及び調査報告を行い河川環境の保全に反映し、寄与し河川環境を向上させることを目的とする業務である。 本業務の契約方式は技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加資格者数は応募11名であり応募のうえ、技術提案の提出希望者を募集したところ、申請期間内に37者から入札申請書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者が参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	44,528,000	41,690,000	93.6%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、淀川の環境を保全及び再生といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R4利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R4.4.28～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 所長 安達 孝崇 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和4年4月28日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1番 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、河川維持管理計画の実施状況を評価する際の分析手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。R4利根川上流管内維持管理方策検討業務エコー 河川財団設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	35,222,000	35,222,000	100.0%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R4渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R4.5.10～R5.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 所長 安達 孝崇 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和4年5月9日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた点検の検討をおこなうものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、渡良瀬遊水地における様々な動植物の調査及び自然再生地における地域連携の企画等を行うことについて技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	19,976,000	19,976,000	100.0%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、河川環境と治水といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R4既存資料を活用した施設検証及び広報等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R4.5.10～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 所長 安達 孝崇 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和4年5月9日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1番 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向本業務は、利根川上流河川事務所が保有している古図等の資料整理から、利根川改修について検証するとともに、広報資料を作成し、令和4年度以降の広報活動の広域実施を目的とするものである。また、利根川水系の流況等の資料を収集整理し取りまとめるとともに、歴史的な既存資料(古図等)を用いてこれまででの河川改修の検証を行う手法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R3既存資料を活用した施設検証及び広報等検討業務エコー 河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	61,479,000	75,570,000	122.9%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、治水事業における検証と広報といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 員数の数	公益法人の場合			備考	自検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の 有無
										公益法人の区分	国所管、都道府県 市管の区分	応札・応募者数			
琵琶湖管内河川管理施設監理検討業務 滋賀県大津市黒津4-5-1(琵琶湖河川事務所内) R4.5.10～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 矢野 公文 滋賀県大津市黒津4-5-1	令和4年5月9日	河川財団・中央復建コンサルタント設計共同 体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに状況等を評価し、状況等が遂行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な維持等を効果的に実施するための維持計画等の作成を行うものである。また、当該維持費等を収集・分析し、主要な事業を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。 本業務の契約形式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10名あることを確認の上、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	10,978,000	14,036,000	127.9%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理施設の監理検討事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消(取組)も図る。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
R4荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R4.5.10～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-12	令和4年5月10日	設計共同 体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行するため、既往の堤防点検評価、巡視結果などを踏まえ、今年度の堤防点検評価の検討及び効果的な修繕を実施するための対策工法について検討を行うものである。 本業務を実施するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同 体は、技術提案書により適切な提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者を随意契約を行うものである。	35,838,000	36,146,000	100.9%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消(取組)も図る。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
令和4年度 伊勢湾における災害時の広域連携実効性向上検討業務 愛知県名古屋 R4.5.13～R5.2.28 建設コンサルタント等	支出負担担当官 中部地方整備局副局長 矢野 智介 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和4年5月13日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂6-3-5	701040500067	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした広域連携の体制強化を図るため、現行の伊勢湾港湾機能維持計画(準備案)を活用した訓練の実施及び課題等への対応を検討するものである。 本業務の実施にあたっては、「伊勢湾港湾事業継続計画」の実効性を高めるための訓練計画の作成や事業継続計画の実効性向上に向けた課題の整理、対応策を検討し「伊勢湾港湾事業継続計画」等の改善を実施するなど、適切な組織と人材を要する。そのため、技術提案を求め適切に評価し受注者を選定する他、優れた技術提案がなされた場合には仕様に反映することにより、業務成果の向上を図ることができる簡易公募型プロポーザル方式により実施するものとし、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 ・揚物位置き場の選定における課題把握を行う上での着眼点及び具体的な検討方法 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する優れた提案を行った者として特定された者である。	20,618,474	20,603,000	99.9%	-	公社	国認定	1	有	本業務は、大規模災害時の広域連携体制強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消(取組)も図る。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
令和4年度 四方十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R4.5.17～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 田中 元幸 高知県四万十市石山2033-14	令和4年5月16日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	601330500187	本業務を遂行するためには、四方十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に一致した優れた提案であると認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	19,008,000	18,975,000	99.8%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、四方十川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消(取組)も図る。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R4.5.19～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小嶋 達佳 大阪府枚方市新町2-2-10	令和4年5月19日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500035	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川河川事務所管内の河川事業及び河川行政を推進するため、「淀川管内河川レジャー(試行)運営要綱(令和3年2月)」に基づく、連携方策の検討及び具体化するための河川レジャー活動の支援等を行うものである。 本業務の契約形式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10名あることを確認の上、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に1者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	80,278,000	86,977,000	108.3%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、地域と連携した河川事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消(取組)も図る。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
R4霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R4.5.24～R5.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担担当官 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 小嶋 達佳 茨城県潮来市潮来3510	令和4年5月23日	設計共同 体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、北浦の水質改善のために流入抑制対策の施設設計に向けた留意点の整理、施設配置に伴うモニタリング計画や流域との連携機能における課題整理と対応策の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に専従体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者を随意契約を行うものである。	29,909,000	49,488,000	165.5%	-	公財	国認定	2	有	本業務は、霞ヶ浦の水環境対策検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今までの取組を以下から選択参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、を行うなど、競争性を高める取組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
令和4年度全国水質現況評価検討業務 中国地方整備局 R4.6.1～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担担当官 中国地方整備局長 多田 智 広島県広島市中区上八丁堀8-30	令和4年5月31日	令和4年度全国水質現況評価検討業務河川財団・建設環境研究所・日水コン設計共同 体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・業務計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者と契約を行うものである。	31,988,000	31,944,000	99.9%	-	公財	国認定	1	無	本業務は、水質データの収集・分析・評価といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分					備考
										国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	継続支出の 有無			
R4多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系直轄管理区間 R4.6.18～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和4年6月17日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川における環境整備事業を効果的に実施するため、自然再生の対策手法に関する検討や河川環境管理計画に関する検討等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施プロ、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R4多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	30,129,000	29,920,000	99.3%	-	公財	国認定	1	有		
高台まちづくりのための高規格堤防整備に関する検討業務 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号棟 R4.6.21～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 奥川 直立 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	令和4年6月20日	リバーフロント研究所・応用地質設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、高台まちづくりの一手法として、高規格堤防整備の効率的な事業制度や整備手法について検討し、とりよめを計る。具体的には、「災害に強い首都圏 東部2号川(令和4年12月)」に基づき整備を進めているモデル地区での実証において抽出された課題や事例等を収集・分析し、今後の高台まちづくりの施策の提案を行う。また、まちづくりと高規格堤防整備の一体的な事業推進のため、両事業の連携的な取組内容等について検討し、とりよめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式による選定を行った。R4多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,997,000	100.0%	-	公財	国認定	1	有		
令和4・5年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R4.6.22～R5.6.20 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区東映町1-1-1 新潟県県庁舎1号館	令和4年6月21日	公益財団法人日本生態系協会 東京都墨田区西池袋2-30-2	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現に向け、全体構想の策定に向けた検討を行うとともに、各地域の活性化を図るための効果的な取組内容等について検討を行うものである。本業務の実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式による選定を行った。R4多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	23,958,000	23,958,000	100.0%	-	公財	国認定	1	無		
R4関東地方整備局河川台帳デジタル活用検討業務 関東地方整備局管内 R4.6.23～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和4年6月22日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、河川管理業務の効率性を踏まえたデジタル化した河川現況台帳の活用方法についての技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコミュニケーション設計共同体は技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	91,861,000	93,940,000	102.3%	-	公財	国認定	1	有		
R4利根川下流管内河川管理施設監理 利根川下流河川事務所管内 R4.6.25～R5.7.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 孝英男 千葉県香取市佐原14149	令和4年6月24日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適正に実施し、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設の状態を自検主体とし、自検により問題発生した場合の結果を速に状況等を評価するとともに、状況等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川管理施設が所定の機能を確保するために必要な修繕等を効果的・効果的に実施するための修繕計画等についてとりよめを計るものである。また、注視施設を収集・分析し、治水と支障があると考えられる重要な事業を抽出し取りまとめ、河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画(案)の作成を行うものである。また、利根川下流河川維持管理計画(案)の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)により選定を行った。 R4利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	23,694,000	23,683,000	100.0%	-	公財	国認定	1	有		
R4河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R4.6.28～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 川俣 裕行 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和4年6月27日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R4河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコミュニケーション設計共同体は技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,436,000	42,801,000	145.4%	-	公財	国認定	1	有		
R4久慈川・那珂川河川管理施設監理 検討業務 茨城県河川国道事務所管内 R4.6.28～R5.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 茨城県河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	令和4年6月27日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「那珂川・久慈川の特性を踏まえて、河川管理施設の状態を適切に評価するための検討方法」の技術提案を求め、(簡易)公募型(拡大型)により選定を行った。 R4久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコ・水口コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	42,075,000	49,538,000	117.7%	-	公財	国認定	1	有		

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再稼働の 役員の数	公益法人の場合			備考	自決結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の 有無
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数			
令和4年度持続的な多自然川づくりに関する検討業務 中国地方整備局 R4.7.5～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 森戸 義貴 広島県広島市中央区上八丁6番-30	令和4年7月6日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務の実施においては、「河川法改正20年多自然川づくり推進委員会」において取りまとめられた提言に基づき、新技術を活用した多自然川づくりの検討、技術資料の作成や人材の育成・普及啓発に係る仕組みの構築と試行を行うものであり幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求めた評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配定予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	34,837,000	34,815,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、多自然川づくりの高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
河川管理技術高度化検討業務 東北地方整備局 R4.7.5～R4.12.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局長 高橋 秀典 宮城県多賀城市桜木三丁目6番1号	令和4年7月6日	河川管理技術高度化検討業務日本工営・河川財団設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	8010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 当該業者の内容が技術的に高度なもまたは専門的な技術が要求される業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果が期待できることから、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	19,965,000	19,965,000	100.0%	-	公財	国認定	2	本業務は、河川管理の高度化・効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施していることにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。	無	
R4河川水辺の国勢調査(河川版)総括とりまとめ・分析検討業務 関東地方整備局管内 R4.7.9～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北海道開発局開発部長 松橋 紳二郎 北海道釧路市北区北0条西2丁目 支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 山形県庁舎 内藤 正史 新潟県新潟市中央区東暎町1-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 輪田 雅博 岩手県一宮市市三区の丸2-5-1 支出負担行為担当官 滋賀県庁舎 渡辺 淳 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 森戸 義貴 広島県広島市中央区上八丁6番-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 野瀬 実和 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和4年7月6日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、令和3年度に全国の河川で実施された「河川水辺の国勢調査(河川版)」の調査結果を収集した上で精査・整理を行い、情報提供システムの更新・支援を行うとともに、河川環境の実態や変遷について分析し、とりまとめを目的とするものである。また、河川水辺の国勢調査(河川版)マニュアル改訂に際して河川水辺の国勢調査に技術者経験者を含むものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、河川環境の実態や変遷をとりまとめるための生物調査結果の総括・分析検討方法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	59,015,000	58,960,000	99.9%	-	公財	国認定	1	連名契約	有	
R4関東地域におけるグリーンインフラ活用検討業務 関東地方整備局管内 R4.7.9～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和4年7月6日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013030501887	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、関東地域におけるグリーンインフラの活用と、多様な主体と連携した生態系ネットワークの形成推進の方向について検討を行うものである。また、前述方針の検討と推進を図るため関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会(以下、「推進協議会」という。)の運営補助等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、関東エコロジカル・ネットワーク基本計画における地域域々の取組を具体化するための検討手法について技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	19,305,000	18,953,000	98.2%	-	公財	国認定	2	有	本業務は、河川の環境整備の構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今までの取組を以てから選択参加条件等を見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査検討業務 東北地方整備局 R4.7.11～R5.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号	令和4年7月11日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務を遂行するにあたっては、地域のまちづくりと連携した川づくりの手引き案を検討する上で、幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求めた評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	50,501,000	50,490,000	100.0%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、地域と連携した川づくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	
令和4年度みなとカマ設置検討業務 一 R4.7.12～R5.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 輝 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和4年7月12日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	70104000967	会計法第29条の3第4項 本業務を行うにあたっては、直轄工事の施工管理用、国庫財産の災害時等における状況把握に関する知識は必要、かつ機器のメンテナンスに関する知識及び適切な施工管理、及び災害時等における状況把握に必要な情報を収集し、多様な視点から分析し、みなとカマ機器の設置方法等に関して、専門的で高度な技術力が必要となるため、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの選定を行うものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最優であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	46,321,000	50,490,000	109.0%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、船舶派遣を兼ねる防災体制といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自決結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の 有無
										公益法人の区分	国所管、都道府県 庁管の区分	応札・応募者数			
令和4年度九州管内港湾における中長期ビジョン検討業務 R4.7.15～R5.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和4年7月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務の実施にあたっては、九州管内港湾の現況特性等の把握、モデル港における課題の抽出、各モデル港の目標(方針)設定を行わなければならない。また、それぞれのモデル港において勉強会を開催し、構成員の意見を踏まえて中長期ビジョンの検討を進め、概ね20～30年先を見据え、前後期を含めた港湾空間のゾーニング及び取組の方向性をとりまとめた中長期ビジョンを作成する必要がある。以上のことから、本業務に対しては、1.認定予定技術者の経験及び能力(技術者資格、業務執行能力等)、2.業務実施方針(業務理解、業務実施手順等)、3.特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最優秀であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	30,327,000	34,980,000	115.3%	-	公社	国認定	1		本業務は、九州管内港湾の将来像の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	無
令和4年度公共測量に関する課題の調査検討業務 調査 令和4年7月20日～令和5年3月3日	支出負担行為担当官 国土地理院長高村 裕平 茨城県つくば市北郷1番	令和4年7月20日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 本業務は、公共測量の円滑な実施に向けて検討が必要な技術的課題等について、その解決方法を確立するために実施するものであり、公共測量の作業規程の準則に新技術による公共測量マニュアル等を反映させる改正を行う際の課題を検討し、検討結果を反映した準則の案文素案を作成することを目的としており、本業務を遂行するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び競争性を確保する簡易公募型プロポーザル方式により公募を行い、技術提案書の提出を招請し、提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を選定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断した事により随意契約を行うものである。	12,991,000	12,971,200	99.8%	-	公社	国認定	1		本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど、応募者の採用に取組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和4年度 川崎港臨港道路東部島水江町線航行安全検討業務 横浜市区西みなとみらい6-3-7 京浜港 事務所 R4.8.5～R5.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港事務所長 神田 尚樹 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	令和4年8月5日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市西区西町4-45-1 関内 トーセイビル202号室	1020005006868	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東部島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な具体的な対策について検討するものである。本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の意図においてとりまとめが要求される。よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「海上工事の影響を受ける一般船舶の運河航行に及ぼす影響の軽減」について、技術提案を募り、優れた技術提案を採択することとする。したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価の結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針並びに特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約をするものである。	15,768,481	14,946,800	94.7%	-	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響及び安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
大阪湾諸港等広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 R4.8.5～R5.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 中村 晃之 兵庫県神戸市中央区海岸通29	令和4年8月5日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大阪湾諸港における港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、日本海側諸港との広域的な連携の検討、大阪湾諸港における新たな災害リスクに対する広域的な連携の検討、港湾関係業者による向上訓練を実施するものである。本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手を選定するものである。参加可能業者が96名あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に25名から問い合わせがあり、1名から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1名に技術提案書の提出を求めたところ、1名から技術提案書の提出があった。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れた1名と評価された業者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	19,734,096	19,690,000	99.8%	-	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど、応募者の採用に取組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 R4.8.5～R5.2.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 小林 知宏 香川県高松市サポート3番33号	令和4年8月5日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「広域海上BCP」及び「緊急確保航路等航路啓蒙計画」の実行性を高めるためその更新等を検討する業務であり、業務履行には関係する他の計画(具体計画等全国的な計画から港湾BCPのような個別の計画)や法令等様々な知見が必要とされ、それらを踏まえて検討に取りまとめる必要がある。このことから、高度・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れた1名と評価された業者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	17,061,170	16,984,000	99.5%	-	公社	国認定	1		本業務は、四国の海上における南海トラフ地震対策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど、応募者の採用に取組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
都市におけるパブリックスペースの有機的連携に関する調査業務 調査 R4.8.9～R5.2.24 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 木村 嘉富 茨城県つくば市旭1	令和4年8月8日	設計共同体 公益社団法人日本交通計画協会他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、パブリックスペースの機能及び有機的連携効果に関する整理、パブリックスペースの有機的連携効果に関する評価方法の基本構成の整理、ならびに評価方法の本格適用に向けた留意点・課題及び方向性の整理等を行うものである。本業務の実施にあたっては、パブリックスペースの有機的連携効果に関する評価方法の基本構成を整理できる能力等の観点から、これら作業の成果に直接に反映させることから、簡易公募型(協大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、上記相手方は、入札説明書を送付した17者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認書」に参加表明し、業務実施条件を満たした技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	11,946,000	11,935,000	99.9%	-	公社	国認定	1		本業務は、パブリックスペースの有機的連携といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今までの取組を以下から選択参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていない。引き続き透明性の向上に努めるなど、応募者の採用に取組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和4年度で終了する事業である。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県 市管の区分	応札・応募者数			継続支出の 有無
宮津港みなとカメラシステム設計業務 R4.9.15～R5.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 西園地方整備局高知港湾・空港整備事務 所長 野島 茂樹 高知県高知市種崎674番地	令和4年9月5日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、宮津港において直轄工事の施工管理及び災害事故時等の危機管理を含めた施工管理に活用することを目的とし、みなとカメラの設置場所、通信方法、設備等について設計を行うものである。このことから、高い・専門的な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型プロポーザル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	27,186,374	26,400,000	97.1%	-	公社	国認定	2	有	本業務は、宮津港における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き参入者の応募が実現していないと考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	
令和4年度離島防災体制の構築に係る 設計業務 R4.9.12～R5.3.17 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 九州地方整備局副局長 松本 淳 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和4年9月12日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、離島の特性を把握し、上で、災害支援計画として、災害時における当局所有の船舶を派遣する場面の支援体制及び受け入れ体制について検討する必要があるため、受注業者に対しては、1.予定技術者の経験および能力(技術資格、業務執行技術力)、2.業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3.特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最優であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、業務の円滑な遂行を図るものとする。	14,234,000	14,234,000	100.0%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、船舶派遣を主とする離島防災体制といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	
久慈港みなとカメラ移設設計業務 R4.9.14～R5.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 東北地方整備局釜石港湾事務所長 小杉 直史 岩手県釜石市港町2-7-27	令和4年9月14日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、久慈港に設置済みのみなとカメラを移設するため、移設先候補地におけるカメラ配置及び移設に必要な附属設備の検討を行い、移設工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用する。とし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針」「実施フロー」「工程計画等」及び「特定テーマ」に対する技術提案書について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	16,456,000	16,060,000	97.6%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、久慈港に設置済みのみなとカメラを移設するため、移設先候補地におけるカメラ配置及び移設に必要な附属設備の検討を行い、移設工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	
港湾機能継続計画の実効性向上設計業務 R4.9.15～R5.3.17 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和4年9月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、荷役機械の広域運用に係る具体的な実施方針の検討、ならびに検討結果の実効性検証のための訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂(案)の作成を行うものとする。 また、本業務の検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものとする。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明書の提出があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針」「実施フロー」「工程計画等」及び「特定テーマ」に対する技術提案書について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	15,111,090	15,037,000	99.5%	-	公社	国認定	1	有	本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、荷役機械の広域運用に係る具体的な実施方針の検討、ならびに検討結果の実効性検証のための訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂(案)の作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き参入者の応募が実現していないと考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	
酒田港みなとカメラ設計業務 R4.9.15～R5.2.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 東北地方整備局酒田港湾事務所長 藤原 弘道 山形県酒田市光ヶ丘5-20-17	令和4年9月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、老朽化した酒田港のみなとカメラの入替を行うため、みなとカメラの配置、通信回線・経路、画像伝送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理及び既存のカメラ、回線、画像伝送設備、付帯設備等撤去の検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針」「実施フロー」「工程計画等」及び「特定テーマ」に対する技術提案書について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高いため公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、左記業者と随意契約を行うものである。	21,307,000	20,130,000	94.5%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、老朽化した酒田港のみなとカメラの入替を行うため、みなとカメラの配置、通信回線・経路、画像伝送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理及び既存のカメラ、回線、画像伝送設備、付帯設備等撤去の検討を行うことによる政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き参入者の応募が実現していないと考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	
令和4年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国道事務所 R4.9.21～R5.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 長 関 健太郎 徳島県徳島市上吉野町3-35	令和4年9月20日	公益社団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-2	6013305001887	本業務を遂行するためには、河川環境の評価の分析及び生態系ネットワークの検討について高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による応募を求めた。公募により参加表明書の提出を求めたところ、1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める技術内容等に合致し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,762,000	14,740,000	99.9%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、吉野川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、引き続き参入者の応募が実現していない。今後は、参入条件の見直し、業務内容の更なる明確化の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き参入者の応募の確保に取り組みを図る。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の 有無
										公益法人の区分	国所管、都道府県 市管の区分	応札・応募者数			
令和4年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検査業務 横浜港新本牧公頭地区 R4.9.28～R5.1.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 関東地方整備局 横浜港事務所長 神田 尚樹 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	令和4年9月28日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1 関内 1-1セイルビル202号室	102000500986	会計法第29条の3第4項 本業務は、横浜港新本牧公頭地区整備における海上工事に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に係る対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設け検討するものである。 横浜港本牧公頭周辺水域は、大型船から漁船、レジャーボートに至るまで多種多様な船舶が行き交う船舶の密集海域である。 本業務の実施に当たっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。 よって、工事中の航行安全対策を検討する上での着目点について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注するものとする。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経歴及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約を結ぶものである	12,562,000	12,001,000	95.5%	-	公社	国認定	1	1	本業務は、工事に伴う船舶への影響及び安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うこと、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の変更を明確化の検討、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組みを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に行われており、問題は無い。	有
大和川維持管理DX化手法とりまとめ業務 大阪府柏原市大正2丁目10番8号(大和川河川事務所管内) R4.10.4～R5.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 山本 淳二 大阪府柏原市大正2丁目10番8号	令和4年10月3日	河川財団・バスコ設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、建設労働者の減少が見込まれる上、激甚化する災害に対する防災・減災対策、老朽化する河川管理施設の維持管理などの課題がある中で、大和川の河川管理施設における維持管理の効率化・高度化を図るため、維持管理手法のDX化についてとりまとめることを目的とする。また、大和川河川事務所管内の2水門・横門について、3次元施設管理台帳を作成するものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低355名あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に35名から入札申請書が参加表明書の提出があり、3名、参加資格を有していた。参加資格を有する参加表明書提出者の中から3者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	49,489,000	52,074,000	105.2%	-	公財	国認定	1	1	本業務は、河川維持管理のDX化を図るための政策目的の達成のために必要な支出であるが、今までの取組以下から選定参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行なうなど、競争性を高める取組みを実施したが、複数者からの応募が実現していないと考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に行われており、問題は無い。	無
令和4年度災害時におけるドラグサクション浚渫兼油回収の派遣支援検討業務 R4.10.6～R5.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 福岡航路事務所長 山村 浩明 福岡県北九州市小倉北区法野3-7-38	令和4年10月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、災害時において、被災地に寄り添い速やかな災害支援策を検討することが必要である。また、ドラグサクション浚渫兼油回収の求められる役割について理解し、船舶による災害支援の検討すべき内容について、高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明書において、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面にて提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。建設コンサルタント等の特定手続に基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。	15,708,000	15,400,000	98.0%	-	公社	国認定	1	1	本業務は、浚渫兼油回収の災害派遣支援といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行なうなど、競争性を高める取組みを実施したが、複数者からの応募が実現していない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に行われており、問題は無い。	無
四国における次世代高規格ユニットロードターミナル形成に向けた高度化方策検討業務 R4.11.01～R5.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 四国地方整備局長 小林 知広 香川県高松市サンポート3-3-33	令和4年11月1日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、本業務は、四国における「次世代高規格ユニットロードターミナル」の形成に向け、フェリー・ROROの船等のユニットロードターミナルにて自動化技術・情報管理技術等の導入を目指すため、利用実態等の実地把握や課題整理を行い、高度化方策について検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	14,842,038	14,740,000	99.3%	-	公社	国認定	1	1	本業務は、四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行なうなど、競争性を高める取組みを実施したが、複数者からの応募が実現していない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に行われており、問題は無い。	有
流域の自然環境保全に資する環境整備方策検討業務 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44 R4.11.11～R5.3.10 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 栗田 学 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	令和4年11月10日	公益社団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 流域の自然環境保全に関する取組における生態系ネットワーク形成に資する技術資料の作成等を行う。技術資料の作成にあたっては、流域全体の生態系ネットワーク形成や、地域、企業との連携による水環境保全等の事業を実施した上で、河川管理者が実施可能な施策をとりまとめることを目的とする業務である。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、現時点での能力を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10名あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に32者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があった。提出された技術提案書を審査した結果、上記業者が、評価テーマの的確性、実現性等において特に優れており、総合的に当局的期待に最も適合するものであるため、契約の相手方として特定されたものである。	19,580,000	19,580,000	100.0%	-	公財	国認定	1	1	本業務は、生態系NW形成に資する技術資料の作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行なう)競争性を高める取組みを実施して、点検の結果問題は無い。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分					
										公益法人の区分	国所管、都道府県 市管の区分	応札・応募者数			
令和4年度 東京湾中央航路船舶航行安全対策検討業務 神奈川県横浜須賀野新港町13番地 東京湾口航路事務所 R4.11.14～R5.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 東京湾口航路事務所 久松川事務所 R4.11.14～R5.6.30 建設コンサルタント等	令和4年11月14日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1 1階 インーセイビルE202号室	1020005090868	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京湾中央航路開発保全航路整備事業(中ノ瀬西方海域)の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海軍関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 中ノ瀬西方海域は東京湾の中央に位置し、多様な船舶が頻りに行き交う複雑な海域である。本業務の実施に当たっては、関係する法規を熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。 よって、工事の各工程における船舶航行安全対策を検討する上での着眼点について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により、発注することとした。 公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案書等及びアールの内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験および能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を選定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会と随意契約を行うものである。	20,548,000	19,030,000	92.6%	-	公社	国認定	1	1	本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入業者等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討(取組)など競争性を高める見直しを実施することし、一者応募の解消に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度で終了する事業である。	無
R3久慈川における水害に強い地域計 画検討業務 久慈川水系 R4.1.19～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 久慈川緊急治水対策 河川事務所長 由井 修二 茨城県常陸太田市木崎一町700-1	令和4年11月18日	設計共同体 公益社団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 本業務は、久慈川緊急治水対策プロジェクト完了後においても、より水害に強い地域を目指し、ストックヤードの土地利用とプロジェクトにおける効率的な土砂活用の両立等を検討することにより、プロジェクトを遂行する方針を掲げている。 本業務は、久慈川緊急治水対策プロジェクト完了後においても、より水害に強い地域を目指し、ストックヤードの土地利用とプロジェクトにおける効率的な土砂活用の両立等を検討することにより、プロジェクトを遂行する方針を掲げている。 よって、工事の各工程における船舶航行安全対策を検討する上での着眼点について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により、発注することとした。 公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案書等及びアールの内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験および能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を選定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会と随意契約を行うものである。	20,988,000	20,988,000	100.0%	-	公財	国認定	3	3	本業務は、河川の事業計画の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討(取組)など競争性を高める見直しを実施することにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R4・R5利根川下流部事業計画検討業務 利根川下流河川事務所管内 R4.12.15～R5.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内藤 寿美夫 千葉県香取市佐原414149	令和4年12月14日	設計共同体 公益社団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 本業務は、利根川における治水施設整備の状況に鑑み、利根川下流河川事務所における今後の事業期間に向け、段階的事業計画(案)の策定に向けた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4・R5利根川下流部事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	39,952,000	39,930,000	99.9%	-	公財	国認定	1	1	本業務は、河川の事業計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討(取組)など競争性を高める見直しを実施することにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R4・R5荒川太郎右衛門地区外自然再生 検討業務 荒川上流河川事務所管内 R5.11～R5.12.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-12	令和5年1月10日	設計共同体 公益社団法人日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001687	会計法第29条の3第4項 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4・R5利根川下流部事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	41,986,000	41,986,000	100.0%	-	公財	国認定	1	1	本業務は、自然再生地の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討(取組)など競争性を高める見直しを実施することにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R4千葉県道路維持管理効率化検討 M14業務 千葉県道事務所管内 R5.11～R5.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 千葉県道事務所長 小島 昌希 千葉県千葉市稲毛区天谷5-27-1	令和5年1月10日	設計共同体 公益社団法人日本道路交通情報センター他1者 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 本業務は、道路維持管理の効率化を図るため道路管理システムの構築を行う。 また、インフラ老朽化に関する課題調査等についてAIを取り入れた詳細な点検及び道路巡回、災害等の緊急時における迅速なシステム計画の計画検討を行うとともに行政相談・道路緊急ダイヤル等の窓口ネットワークの整備を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R4千葉県道路維持管理効率化検討M14業務国際航業・日本道路交通情報センター設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	28,985,000	28,985,000	100.0%	-	公財	国認定	1	1	本業務は、道路の維持管理の効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討(取組)など競争性を高める見直しを実施することにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和4年度 柿田川自然再生事業検討 業務 R5.3.14～R5.12.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 渡部 正一 沼津市下善貫外原3244-2	令和5年3月13日	設計共同体 公益社団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 本業務は、柿田川における自然再生等事業等に対して、モニタリングによる効果検証を実施するとともにその結果に応じた対応策を検討するものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、最良の技術力や経験が確保される簡易公募型プロポーザル方式である。左記業者は提案書の提出があった唯一のものであり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、特定テーマに対する提案について総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、優れていることから特定したものである。 本業務は、柿田川で実施した河道整備や自然再生事業等に対してモニタリングによる効果検証を実施するとともに、その結果に応じた対応策を検討するものであり、内容が高度であり技術的に最も優れたものと契約することが望ましい業務であり、左記業者と随意契約するものである。	35,376,000	35,310,000	99.8%	-	公財	国認定	1	1	本業務は、柿田川における自然環境の保全・再生といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討(取組)など競争性を高める見直しを実施することし、一者応募の解消に努めるものとする。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	自検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の 有無
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数			
円山河川管理施設監視検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先他(豊岡河川国 道事務所管内) R5.3.28～R5.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和5年3月27日	河川財団・建設技術研究所設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河川の点検結果等の状態把握結果をもとに現状等を評価し、現状等が遂行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の検討を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事象を抽出しとりまとめ河川管理を実施にあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	24,002,000	24,002,000	100.0%	-	公財	国認定		1	本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に契約準備期間の確保を行うのし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R4荒川下流河川管理高度化検討業務 荒川下流河川事務所管内 R5.3.29～R5.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 長 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41-1	令和5年3月28日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川巡視において3次元データやデジタル技術を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)により、河川管理の生産性向上や働き方改革の促進に向け、河川管理の高度化の検討を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、同じ又は類似業務の実績、「配置予定技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを定めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)に準じたプロポーザル方式(総合評価)により選定を行った。R4荒川下流河川管理高度化検討業務河川財団・関東建設・オリエントコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	44,957,000	43,548,000	96.9%	-	公財	国認定		2	本業務は、河川管理の高度化の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今までの取組を以下から選択参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
北陸地方整備局管内生物0項目未登録 データ作成業務 北陸地方整備局管内 R5.3.30～R5.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 内藤 正春 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年3月29日	公益財団法人リノベーション研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川管理や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とするため、左記業者と随意契約を行うものである。	17,006,000	16,940,000	99.6%	-	公財	国認定	1	建設環境 研究所との 設計共同 体	本業務は、河川に関する基礎情報の収集整理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に向け取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。